

多重債務問題Q&A

法テラス・サポートダイヤルへのお問合せの多い
 ご質問を紹介します。



法的トラブルでお困りの方
 迷わず法テラスにお電話ください。

法テラス・サポートダイヤル おなやみなし ☎ 0570-078374

法テラス・サポートダイヤルでは全国どこからでもお問合せを受け付けています。

平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00
 (日曜祝日・年末年始休業)

※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも、3分8.5円(税別)で通話することができます。

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

法律問題Q&Aシリーズ ⑤

法テラスは国が設立した公的な法人です。
 法テラス・ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

Q5 貸金業者から、子供の借金を肩代わりして返済するよう求められています。親の私には、そのような責任があるのですか？

当然には、そのような責任はありません。

貸金業者は、**貸金業法**により、法律上の支払義務を負わない人(借主の親、兄弟姉妹など)に対し、取立てを行うことが禁止されています。単に「親だから」という理由だけで肩代わりを求められても、応じる必要はありません。

ただし、親が子供の借金の保証人や連帯保証人になっている場合には、保証人(連帯保証人)としての責任に基づいて、債権者の請求に応じる義務があります。

Q6 借金の連帯保証をした人には、どのような責任がありますか？

連帯保証人は、借主(主債務者)が返済期日までに決められた金額を支払わなかった場合に、貸主(債権者)からその支払を請求されたときは、これに応じる義務を負うことになります。この場合、貸主は、借金の元本額だけでなく、借主が支払義務を負う利息や遅延損害金についても請求することができます。さらに、貸主と連帯保証人との間で「期限までに支払をしなかった場合、強制執行されることを認める」という記載(強制執行認諾文言)のある公正証書が作成されているときは、その公正証書に基づいて強制執行を受ける可能性もあります。

また、債権者が主債務者に請求せず、いきなり連帯保証人に支払を求めたり、その財産に強制執行をしたりすることもあります。

Q7 過去に自己破産したことがあります。もう一度自己破産することはできるのでしょうか？

前回の**免責(破産により借金の返済義務を免れること)**から7年を経過していない場合、破産手続が開始されても、原則としてもう一度免責を受けることはできず、借金の返済義務が残ることになります。

ただしこの場合であっても、もう一度破産をするに至った経緯などの事情を考慮して免責を許可することが相当だと認められれば、裁判所が裁量で免責を許可することができます(裁量免責)。裁量免責を受けられる見込みがどの程度あるかは弁護士にご相談ください。

Q8 裁判所で手続をすれば、自宅を失うことなく、借金を減額してもらえると聞きました。具体的にはどのような手続ですか？

そのような手続を民事再生手続といい、個人向けのものとして小規模個人再生と給与所得者等再生の2種類があります。

「**小規模個人再生**」は、原則として、一定の債権者の同意を得て、借金の総額に応じて定められた最低弁済額を3年間で返済すれば、残りの借金の支払が免除される制度です。個人の多重債務者のうち、「将来において継続的に反復して収入を得る見込みがあり」、かつ「住宅ローン等を除いた債務の総額が5,000万円を超えない」場合に利用することができます。

「**給与所得者等再生**」は、小規模個人再生が利用可能な債務者のうち給与など継続的で安定した収入のある多重債務者が、借金の総額に応じて定められた最低弁済額と可処分所得(実収入から、社会保険料や税金等の経費を差し引いた残りの所得)の2年分の金額とを比較して多い方の金額を返済すれば、債権者の同意を要することなく、当然に債務の減額を認められる手続です。

民事再生手続では、一定の要件を満たす場合に、住宅ローン(リフォームローンも含みます。)の返済を別枠として扱うことにより、住宅を残すことができる制度(**住宅資金貸付債権に関する特則**)が用意されています。この制度では、金融機関との話し合いにより、住宅ローンの返済方法を変更することができます。ただし、住宅ローン残高の減額は認められません。

住宅資金貸付債権に関する特則は、次のような場合に利用することができます。

- ① 住宅ローンで建設または購入等した自宅土地、建物であり、現実に居住していること
- ② 住宅ローン関係の抵当権以外に抵当権が設定されていないこと

なお、この制度を利用すれば、金融機関などが住宅に設定した抵当権に基づいて担保権の実行手続(競売)が開始されている場合でも、その手続を中止することができます。

Q1 借金の整理をしたいと考えています。どのような方法がありますか？

利息制限法で決められた利率の上限(元本額が10万円未満の場合は年20%、10万円以上100万円未満の場合は年18%、100万円以上の場合には年15%)を超える金利で借金をしている場合は、**引直し計算**を行います。この計算は、法律上の支払義務がどのくらい残っているかを確認するために行うもので、計算の結果、法律上は借金の返済を終えているということが分かる場合もあります。

引直し計算をしても、法律上の支払義務が残る場合は、任意整理、特定調停、破産、個人再生などの手続を利用することができます。

任意整理とは、当事者(「債務者」である借主と、「債権者」である貸金業者やクレジットカード会社、信販会社など)が弁護士や司法書士を介して話し合いを行い、今後の返済方法を定める手続です。多くの場合、3年から5年くらいの期間内に、分割で支払う、というのが具体的な返済方法になります。

ただし、あくまでも当事者の話し合いによる解決を図る手続ですから、債務者の提案に応じない債権者がいる場合、任意整理は難しいこともあります。

特定調停とは、債務の返済ができなくなるおそれのある債務者の経済的再生を図るため、簡易裁判所で行われる調停の手続です。債権者と債務者が返済方法について合意した場合、裁判所で調停調書を作成します。債務者が返済方法を守らないときは、債権者は、この調書に基づいて強制執行をすることもできます。

自己破産は、破産手続開始及び免責許可の申立てをすることを行い、債務者が経済的に破たんした場合に、債務者自身が裁判所に申立てを行い、裁判所が債務者の財産を債権者に公平に分配するための手続です。免責が許可されると、法律上、借金の返済義務がなくなります。

個人再生は、**小規模個人再生**と**給与所得者等再生**の2種類の手続に分けられますが、いずれも、返済すべき債務額を民事再生法の定める方法によって減額し、3年間(特別な事情があれば、最長5年間まで延長することができます。)の分割払で返済するための手続です。ただし、ある程度まとまった額の定期的な収入がなければ、利用することができません。

Q2 借金の一本化を勧められています。どのようなことに気をつければよいですか？

借金を「一本化」することで、必ずしも状況が改善するとは限りません。

いくつかの債権者(貸金業者など)から借入れがある場合に、銀行などから非常に低い金利で借入れたお金の返済ができれば、利息分の負担を軽くすることは可能です。しかし、借金の残高を減らせるわけではありません。

また、利息制限法の定める上限利率を超える利息付きで貸金業者から借入れをしている場合、引直し計算をせずに銀行などから一本化のための借入れをすると、本来借り入れる必要がなかった金額(法律上貸金業者に支払う必要がない金額)についても、返済義務を負うことになってしまいます。

さらに、「低利で一本化」という広告やダイレクトメールを見て問い合わせた人から、**融資保証金**などの名目でお金をだまし取るような悪質業者も存在するようですから、注意が必要です。

Q3 長い間、高い金利の支払を続けてきたのですが、支払った金額の一部を取り戻すことができるというのは本当ですか？

利息制限法で決められた利率による利息を超えて利息を支払ってきた場合、その超える部分(超過利息)については、「過払い金」として取り戻すことができる場合があります(**不当利得返還請求**)。

貸金業者が受け取った超過利息は、法律上、元本の返済にあてられたものと考えられています。つまり、契約で定められた利率(**約定利率**)による利息として支払った金額のうち、制限超過部分にあたる金額が元本の返済にあてられ、その分だけ元本が減少していくことになります。

このように、取引の当初から支払った金額を、利息制限法で決められた利率による利息と元本とに振り分けて計算し直すことを、利息制限法による**引直し計算**といいます。計算の結果、法律上は元本及び利息制限法で決められた利率による利息の全額の返済がすでに終わっていたにもかかわらず、それを知らないまま支払を続けていた場合、余計に支払った金額は、貸金業者の「不当利得」とされ、借主は「過払い金」の返還を求めることができます。

Q4 ヤミ金(無登録、違法な高金利の金融業者)からお金を借りてしまいました。どうすればよいですか？

一般的に「ヤミ金」業者と呼ばれるのは、貸金業法で義務づけられた登録をしていない金融業者や、**出資法**(正式名称は「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」)で定められた範囲(年20%)を超えて高い利率を定め、違法な取立て行為により返済を要求する金融業者です。所定の手続を踏んで登録を受けた貸金業者であっても、実態はヤミ金である場合もあります。ヤミ金からの借入れ契約は無効であり、法律上、返済する義務はありません。

貸金業法で義務づけられた登録を受けないで金銭の貸付業務を行った者や、出資法の定める利率の規制に違反して借主に利息を支払させた者は、これらの法律の規定に基づいて処罰されます。

また、貸金業者は、早朝・深夜に債務者の自宅へ押しかけたり、職場へ督促の電話をかけたりするなど、個人の生活を脅かすような取立てを行うことが禁止されています。これらの規制に違反した者は、処罰の対象とされているほか、行政処分の対象にもなります。

違法な取立てがあった場合は、警察や弁護士、司法書士などに相談するとよいでしょう。

なお、ヤミ金業者からの借入れを返済するために支払ったお金は、ヤミ金業者に対し、利息、元本を問わず、全額を損害として賠償請求できます。

